



医政発0329第27号
平成25年3月29日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

医療法人の附帯業務については、医療法(昭和23年法律第205号)第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。)の別表に取りまとめられているところである。

今般、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日に施行されることとなった。

また、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第219号)の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しが行われた。

これらの法律改正等に伴い、通知の一部を改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

記

第1 改正の内容

1 通知において、「障害者自立支援法」とあるのを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

2 医療法人が行うことのできる附帯業務について、**第6号**保健衛生に関する業務の⑥「ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）」とあるのを「介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）」と改める。

第2 留意事項

各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 改正の内容及び留意事項</p> <p>1 附帯業務の改正の内容</p> <p>医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。</p> <p>なお、従前「保健衛生に関する業務」(法第42条第6号)として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。</p> <p>(1) 法第42条第7号関係</p> <p>① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。</p> <p>ただし、当該附帯業務(ウを除く。)を行うことができるものは社会医療法人に限る。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 第3号の2 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)関係)</p> <p>・障害者支援施設を経営する事業</p>	<p>第2 改正の内容及び留意事項</p> <p>1 附帯業務の改正の内容</p> <p>医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。</p> <p>なお、従前「保健衛生に関する業務」(法第42条第6号)として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。</p> <p>(1) 法第42条第7号関係</p> <p>① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。</p> <p>ただし、当該附帯業務(ウを除く。)を行うことができるものは社会医療法人に限る。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 第3号の2 (<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)関係)</p> <p>・障害者支援施設を経営する事業</p>

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>介護職員養成研修事業</u> (地方公共団体の指定を受けて実施するもの。)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス (小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)</u> 又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業 (地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</p>	<p>(別表)</p> <p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>ホームヘルパー養成研修事業</u> (地方公共団体の指定を受けて実施するもの。)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス (小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)</u> 又は<u>障害者自立支援法</u>にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>障害者自立支援法</u>第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業 (地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)</p>

改正後

(別添)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明……「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明……「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

Table with 7 columns: 社会福祉法, 各法, 事業名、施設名等, 介護保険法制度におけるサービス・事業等, 医療法人, 区分, 備考. Rows include categories like 生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律, 売春防止法, and 児童福祉法.

改正前

(別添)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明……「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明……「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

Table with 7 columns: 社会福祉法, 各法, 事業名、施設名等, 介護保険法制度におけるサービス・事業等, 医療法人, 区分, 備考. Rows include categories like 生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 障害者自立支援法, 売春防止法, and 児童福祉法.

	助産施設			○	告示	
	保育所			○	告示	
	児童厚生施設			○	告示	
	児童家庭支援センター			○	告示	
	児童の福祉増進相談事業			○	告示	
母子及び 寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
	寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
	母子福祉施設			○	告示	
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行う必要があるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	告示	
			夜間対応型訪問介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○	告示	
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護			
	老人短期入所事業	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	
	地域密着型介護予防サービス事業		介護予防小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示		
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
老人デイサービスセンター			○	告示		
老人短期入所施設			○	告示		
老人福祉センター			○	告示		
老人介護支援センター			○	告示		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
	一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
	特定相談支援事業			○	告示	
	移動支援事業			○	告示	
	地域活動支援センター			○	告示	
	福祉ホーム			○	告示	
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
	手話通訳事業			○	告示	
	介助犬訓練事業			○	告示	
	聴導犬訓練事業			○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示	

	助産施設			○	告示	
	保育所			○	告示	
	児童厚生施設			○	告示	
	児童家庭支援センター			○	告示	
	児童の福祉増進相談事業			○	告示	
母子及び 寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
	寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
	母子福祉施設			○	告示	
老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行う必要があるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	告示	
			夜間対応型訪問介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○	告示	
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護			
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示		
複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
老人デイサービスセンター			○	告示		
老人短期入所施設			○	告示		
老人福祉センター			○	告示		
老人介護支援センター			○	告示		
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
	一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
	特定相談支援事業			○	告示	
	移動支援事業			○	告示	
	地域活動支援センター			○	告示	
	福祉ホーム			○	告示	
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
	手話通訳事業			○	告示	
	介助犬訓練事業			○	告示	
	聴導犬訓練事業			○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示	

		補装具製作施設		○	告示	
		盲導犬訓練施設		○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示	
		身体障害者の更生相談事業		○	告示	
知的障害者福祉法		知的障害者の更生相談事業		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考			
社会福祉事業以外	社会福祉法	居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来				
			訪問リハビリテーション					
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
			通所リハビリテーション	本来				
			短期入所療養介護					
			特定施設入居者生活介護(注)	保健				
			福祉用具貸与	保健				
			特定福祉用具販売	保健				
			居宅介護支援事業			保健		
			社会福祉法	社会福祉法		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健
							介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	
							介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来
							介護予防訪問リハビリテーション	
							介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健
							介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	
							介護予防通所リハビリテーション	本来
	介護予防短期入所療養介護							
	介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健						
	介護予防福祉用具貸与	保健						
	特定介護予防福祉用具販売							

		補装具製作施設		○	告示	
		盲導犬訓練施設		○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設		○	告示	
		身体障害者の更生相談事業		○	告示	
知的障害者福祉法		知的障害者の更生相談事業		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考			
社会福祉事業以外	社会福祉法	居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来				
			訪問リハビリテーション					
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
			通所リハビリテーション	本来				
			短期入所療養介護					
			特定施設入居者生活介護(注)	保健				
			福祉用具貸与	保健				
			特定福祉用具販売	保健				
			居宅介護支援事業			保健		
			社会福祉法	社会福祉法		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健
							介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)	
							介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来
							介護予防訪問リハビリテーション	
							介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健
							介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)	
							介護予防通所リハビリテーション	本来
	介護予防短期入所療養介護							
	介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健						
	介護予防福祉用具貸与	保健						
	特定介護予防福祉用具販売							

介護予防支援事業		保健		
地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
地域支援事業(注)	介護予防事業		<p>※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)</p> <p>また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業))</p> <p>※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>	
	包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		保健
		総合相談支援事業		
		権利擁護事業		
	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		保健
		予防サービス事業		
		生活支援サービス事業		
ケアマネジメント事業				
任意事業				
保健福祉事業(注)		保健	※8、※9 と同じ扱い	
施設サービス	介護保健施設サービス	本来		
	介護療養施設サービス			
指定市町村事務受託法人の受託事務		保健	<p>※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事務)</p> <p>※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る届出は、その指定居宅介護支援事業者等の業務に付随するものとする。</p>	
指定都道府県事務受託法人の受託事務				

介護予防支援事業		保健		
地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
地域支援事業(注)	介護予防事業		<p>※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)</p> <p>また、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業))</p> <p>※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。</p>	
	包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		保健
		総合相談支援事業		
		権利擁護事業		
	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		保健
		予防サービス事業		
		生活支援サービス事業		
ケアマネジメント事業				
任意事業				
保健福祉事業(注)		保健	※8、※9 と同じ扱い	
施設サービス	介護保健施設サービス	本来		
	介護療養施設サービス			
指定市町村事務受託法人の受託事務		保健	<p>※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事務)</p> <p>※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る届出は、その指定居宅介護支援事業者等の業務に付随するものとする。</p>	
指定都道府県事務受託法人の受託事務				